食品中のカドミウム規格基準を巡る動きについて

- 3月現在の状況
 - 厚生労働大臣からの諮問(2月9日付)を受け、食品安全委員会において 食品健康影響評価を実施中。

(諮問事項)

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、米のカドミウムの成分規格を改正すること。

<成分規格改正案>

米(玄米及び精米)のカドミウムの成分規格として、カドミウム及びその化合物にあっては、Cdとして0.4ppmを超えて含有するものであってはならない。

(参考)

○規格基準改正の標準的な手続き (食品安全委員会答申以降)

食品安全委員会から厚生労働大臣へ答申

↓
薬事・食品衛生審議会(部会)

↓
パブリックコメント(1ヶ月)・WTO通報(最低 60 日間)

↓
薬事・食品衛生審議会(分科会)、答申

↓
食品規格基準の改正 (厚生労働省告示)